

内閣参質一〇四第六号

昭和六十一年二月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質

問に対する答弁書

一及び四から八までについて

米軍機は、日米地位協定第五条により、我が国の飛行場に入出することができるとなっている。特に御指摘の那覇空港における昭和六十一年一月五日及び同月十九日の事例については、いずれの場合も故障に伴う緊急着陸であつたものと承知しており、問題があつたとは考えていない。

政府としては、今後とも、米軍の円滑な活動を確保することは日米安保条約の目的達成のため緊要であるとの観点から米軍の任務の所要を勘案しつつ、民間航空の安全確保のため万全を期してまいる考えである。

二について

昭和六十年十二月二十一日、全日空一二二便と米軍機とが接近した旨同便の機長から同日運輸大臣に報告があり、現在、運輸省において事実関係等を調査中である。

三について

御指摘の空港及び飛行場のうち、我が国が気象の観測を行っている那覇空港の昭和六十一年一月五日十八時三十分頃の気象の状況は、気温十一度、湿度五十四パーセント、視程二十五キロメートル、風向北、風速十八ノットであり、層積雲等があつたが、降雨は無かつた。